

地域と学校の連携・協働の推進

～文部科学省が進めるしくみについて～

はじめに

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における
教育力の低下

- ・少子化、核家族化、情報化等の経済社会の変化
 - ・地域における地縁的なつながりの希薄化
 - ・地域の人間関係の希薄化
- など

学校を
取り巻く問題の
複雑化・困難化

- ・保護者の学校に対するニーズの多様化
 - ・児童・生徒指導に関わる課題の複雑化
(いじめ、不登校、放課後児童対策)
 - ・教員の働き方改革の必要
- など

新学習指導要領の理念
社会に開かれた
教育課程

- ・教育課程を介して目標を学校と社会が共有
- ・子どもたちの育成すべき資質・能力を明確化
- ・地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

学校や子どもたち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、地域全体で解決を図る必要性

地域  学校

◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

※地方教育行政法（平成29年3月改正、同年4月施行）

◆地域学校協働活動、地域学校協働本部

※社会教育法（平成29年3月改正、同年4月施行）

地域と学校が、対等なパートナーとして
連携・協働体制を一体的に推進し、
子どもの豊かな育つ社会をつくっていく

社会総掛かりでの教育の実現！

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正 (地教行法、社教法)

【改正の概要】

平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会の設置を努力義務化**。

また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

学校

(コミュニティ・スクール)



学校運営協議会

学校運営方針・教育活動・その運営に必要な支援に関する協議等を行う

- 【委員】
- ・ 校長、教職員
 - ・ 保護者
 - ・ 地域住民
 - ・ **地域学校協働活動推進員**
※地域教育コーディネーター

連携・協働

地域学校協働活動推進員 (地域教育コーディネーター)

一般の地域住民が、信頼されながら活動していくために、教育委員会から正式に委嘱された職として、**法律に位置付けられた存在**

【期待される主な役割】

- ・ 地域学校協働活動の企画、立案
- ・ 学校や地域との連絡、調整
(組織体ではなく、緩やかなネットワーク)
- ・ ボランティアの募集、確保
- ・ 地域住民への情報提供、助言、活動促進 など

地域



地域学校協働活動

地域学校協働活動推進員を中心とした幅広い地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークで活動を推進

学校運営協議会で協議した内容をもとに、地域全体で子どもたちの成長を支える

学校運営協議会と地域学校協働活動推進員

地域とともにある学校!

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度を導入した学校)

“承認”の意味合い
保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができる



地域教育コーディネーター (地域学校協働活動推進員)

— 参加前 —

- ・学校運営や支援に役立つ**地域の情報を収集**
- ・幅広い地域の人々や団体による「**緩やかなネットワーク**」づくり
- ・子どもたちの成長にとって何が重要であるか、子どもたちを取り巻く課題を地域で共有
- ・地域学校協働活動の調整に係る事務処理

— 参加中 —

- ・学校運営や支援に役立つ**地域の情報を提供**
- ・学校や子どもたちが抱える課題に対して当事者意識をもち、「役割分担をもって**連携・協働**による取組」へ!
- ・子どもたちを取り巻く課題や地域でどのような子どもを育てていくのか「**目標・ビジョンを共有**」する

— 参加後 —

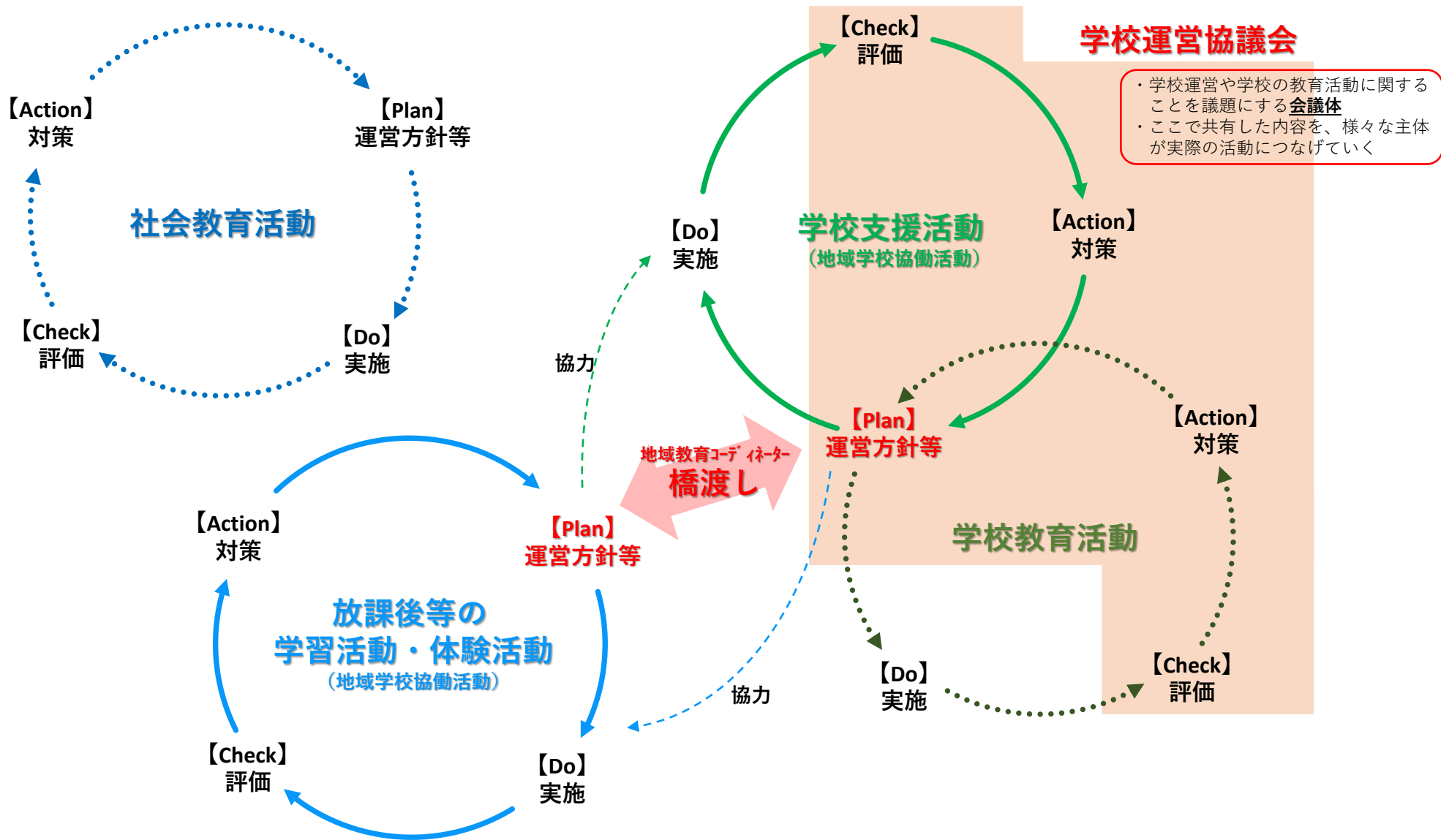
- ・協議会の情報を**地域で共有**
- ・地域学校協働活動の企画・立案に向け、**学校と打合せ**などの連絡調整
- ・担い手の募集、関係者との連絡調整
- ・**地域の特色**を生かした活動の推進
- ・地域学校協働活動の調整に係る事務処理



活動内容別で見た学校運営協議会での検討範囲

社会教育

学校教育



地域学校協働活動

—地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える—

地域学校協働活動とは、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

- 次代を担う子どもたちに対して、どのような資質を育むのかという **目標を共有**し、地域社会と学校が協働。
- 従来の地縁団体だけではない、**新しいつながり**による地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源に！

学校支援活動

学習支援、協働防災訓練、登下校の見回り、郷土学習 など

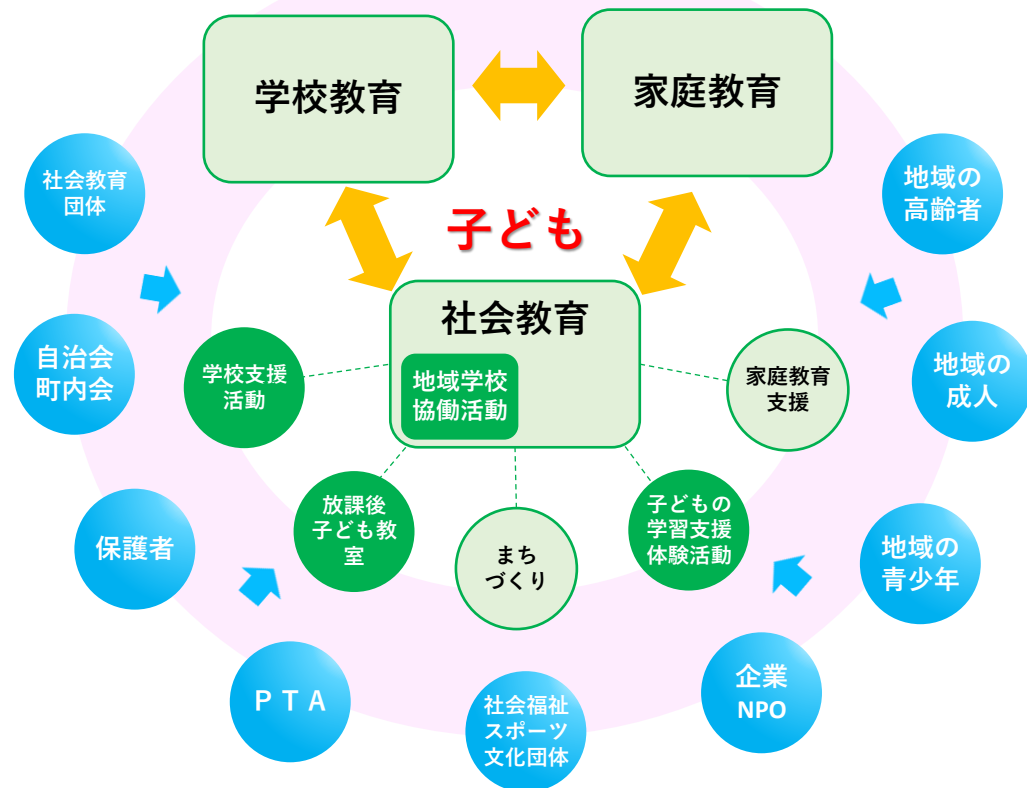
放課後等の学習活動

放課後、土日、祝日における学習・文化・スポーツ活動 など

体験活動

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動 など

【概念図】



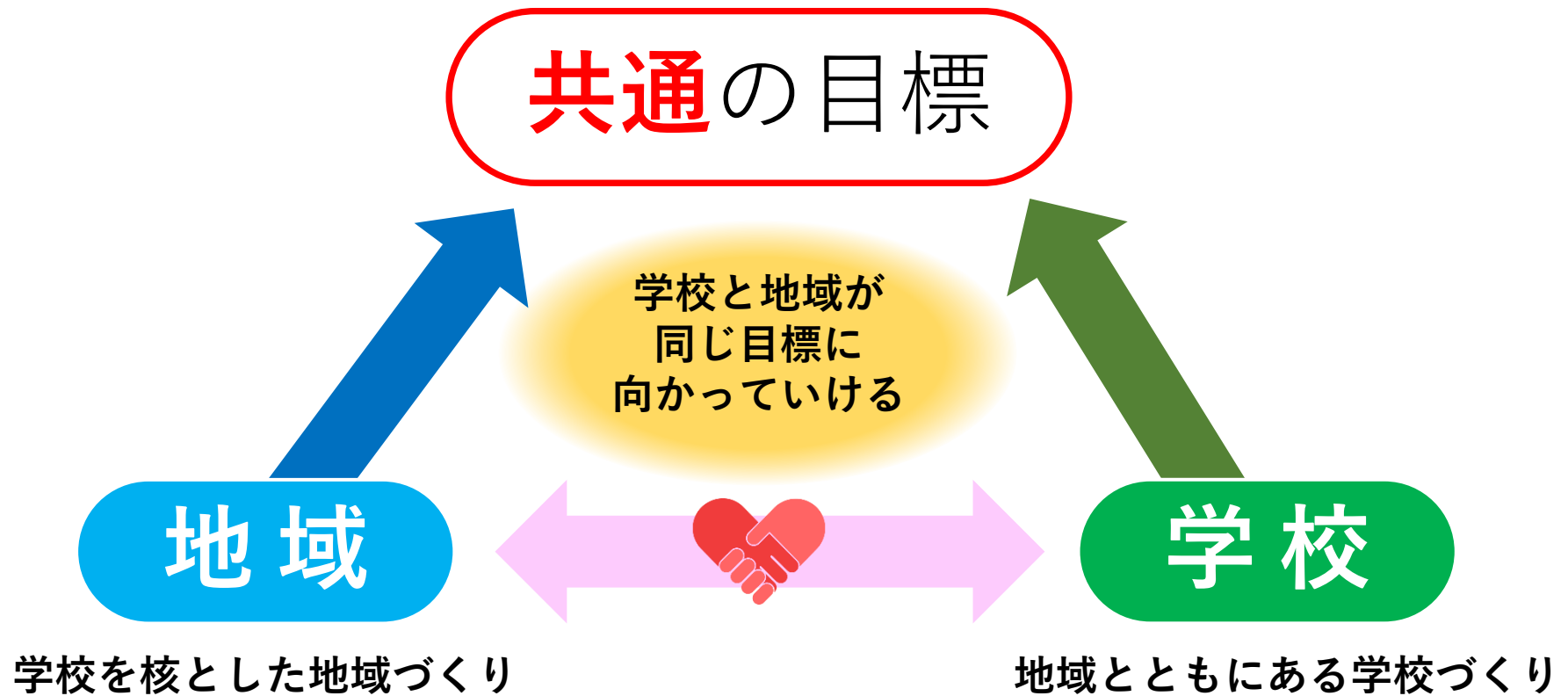
令和7年度の国庫補助対象 ～学校を核とした地域力強化プラン～

「地域と学校の連携・協働体制構築事業」

地域と学校の連携・協働による **学校運営**、地域住民が参画した **学習支援・体験活動** や **働き方改革** に資する取組、など多様な活動を推進。

地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等のうち、最大1/3を国が支援。

学校と地域がパートナーになることで



保護者・地域住民も教育の当事者になることで、積極的に子どもの教育に携わる

例：公園のマナーについて学校に苦情
⇒学校任せではなく、地域でも対策を考える

地域の力を生かした学校運営や教育活動が実現

例：地域を活用した学習が単発で終わる
⇒地域の創意工夫や特性を生かすことで、学校での学びがより豊かで広がりを持つ

(参考) 川崎市の学校運営協議会

1 川崎市学校運営協議会規則 (抜粋)

(目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として(中略)、**保護者、地域住民等の学校運営への参画**並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、(中略)信頼関係を深め、並びに学校運営の改善並びに**児童及び生徒の健全育成**に取り組むものとする。

(基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は(中略)、**毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る**ものとする。

(児童又は生徒の意見の聴取)

第8条 協議会は、必要と認めるときは、対象学校の**児童又は生徒の意見を聴取することができる**。この場合において、当該児童又は生徒の発達段階に応じ、必要な配慮をしなければならない。

本市の特徴

(委員の任命)

第9条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他委員会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第13条 協議会に**会長及び副会長**を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長及び教職員は、会長となることができない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき(中略)は、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議は、会長が招集し、**会長がその会議の議長**となる。

2 学校教育推進会議との違い

「学校教育推進会議」は、学校教育法施行規則に定められた「学校評議員制度」に、川崎市子どもの権利条例の主旨を組み込んだ**川崎市独自の制度**。

学校評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関して**意見を述べる個人**で構成され、学校運営の評価などを行う。※「開かれた学校づくり」を推進する制度

一方で、学校運営協議会は、学校運営に関する**意思決定を行う合議体**であり、保護者や地域住民が**当事者**として学校運営に参画する。※「地域とともにある学校づくり」を推進する制度

川崎市では、かねてから市民が当事者として「教育」に関わっており、「学校教育推進会議」でも意見を述べるだけに留まらず、「地域でできること」に取り組んでいただいていたため、学校運営協議会との違いがわかりにくい印象があります。

一方で、平成27年度の法改正に向けた検討では、第三者の立場で学校に対して要望や個人的意見を伝えるだけではなく、**当事者として、ともに考え、活動していただく**ことが、より大きな成果につながるのではとの意見で学校運営協議会の仕組みが整理されていったようです。

本市では、学校教育推進会議でもすでにできていた部分がありますが、すべての学校に学校運営協議会制度を導入することで、「学校と地域が対等なパートナー」として一緒に学校運営に取り組み、学校だけではできない充実した「学び」の支援や地域学校協働活動の活性化に向けた体制を改めて仕組みとして整えたところです。